

令和4年度
いじめ防止基本方針
定時制 ver. 1.5

熊本県立八代工業高等学校
定時制

令和4年（2022年）4月1日

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止等に関する本校の基本理念	1
2 本校の基本方針の内容	1
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	
（1）いじめの役割と責任	3
（2）いじめの構造	3
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
（1）いじめの防止	3
（2）いじめの早期発見	4
（3）いじめの認知	5
（4）いじめへの対処	5
（5）家庭や地域との連携について	5
（6）関係機関との連携について	5
第2 いじめの防止等のための対策の組織内容に関する事項	
1 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
（1）組織の名称	6
（2）本組織の役割	6
（3）構成員	7
（4）本委員会の開催時期について	7
2 本校におけるいじめ防止等に関する取組	
（1）年間計画	7
（2）いじめの早期発見	8
（3）いじめに対する措置	8
第3 重大事態への対処	
1 学校による調査	
（1）重大事態の発生と調査	10
（2）調査結果の提供及び報告	13

はじめに

いじめは、どの学校においても、どの生徒にも起こりうることであり、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。理由のいかんを問わず、いじめは絶対に許されるものでなく、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組まなければならない。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安心・安全な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。

本基本方針は、生徒の尊厳を保持するという使命のもと、本校がいじめの問題の克服と解決に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条（学校いじめ防止基本方針）及び第22条（いじめの防止等の対策のための組織 以下、「学校いじめ対策組織」という。）に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）のための対策を総合的かつ効果的、組織的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等に関する本校の基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを、生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分かつ具体的に理解できるように進めなければならない。

2 本校の基本方針の内容

本校の基本方針は、国、県、市町村、家庭その他の関係機関との連携を含め、いじめの問題への対策を組織的かつ計画的に進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、本校の基本方針の実現のためには、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

3 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどしていじめの認知をする必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こった時のいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

ここで、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口等を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、

これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなもの想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

また、法制定により「いじめ」は、「違法行為」と位置付けられ、刑法上の犯罪としての立件に至らなくても、民事上の「不法行為」として、損害賠償等の責任を負う可能性があることは認知しておかなければならない。

4 いじめの理解

(1) いじめの役割と責任

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

いじめは、どの学校にも、どの生徒でも起こりうるものであり、責任は決していじめられる側に求めるものではない。

(2) いじめの構造

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努めなければならない。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校にも、どの生徒でも起こりうることを踏まえ、より根本的

ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、生徒には様々な背景（障がいのある生徒、性的指向・性自認に係る生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒等）がある生徒がいることから、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の背景を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動、体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」、「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、お互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消と改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、生徒は思春期の多感な時期であることから、生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候であってもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相

談窓口の周知等とともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る必要がある

(3) いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによって行われるものではなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」によって行わなければならない。

(4) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。

また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深め学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。

(5) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員制度や学校運営協議会制度等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(6) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局の人権擁護期間等）との適切な連携が必要であり、日頃から学校と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会並びに八代地区高等学校生徒指導連絡協議会

において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施にあたっては、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策の組織内容に関する事項

1 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って設置する。

(1) 組織の名称

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の名称を「いじめ防止等対策委員会」と称する。

(2) 本組織の役割

本組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、以下に例示するような中核的な役割を担う。

ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(イ) 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(ウ) 学校いじめ防止基本方針が学校の現状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA

サイクルの実行を含む)

(3) 構成員

法第22条においては「学校いじめ対策組織」は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされている。これに加え、個々のいじめ防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。ただし、情報の窓口を一元化するため、情報集約等に係る業務を担う担当者（以下、「情報集約担当者」という。）を最低1名置かなければならない。

以下に、常任する構成員を示す。

- (ア) 管理職
- (イ) 外部専門家
- (ウ) 生徒指導主事（情報集約担当者）
- (エ) 養護教諭
- (オ) 人権教育主任
- (カ) 教育相談コーディネーター
- (キ) 特別支援コーディネーター

(4) 本委員会の開催時期について

定例会として次に示す時期に、年に3回（学期毎）開催するものとする。

- ・1学期…7月
- ・2学期…12月
- ・3学期…3月

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 年間計画

月	取組内容
4月	・いじめ防止等に関する職員研修 ・歓迎遠足 ・面談週間 ・相談窓口の周知案内
5月	・SST①
6月	・いじめ根絶標語募集 ・心のアンケート①
7月	・人権教育① ・情報安全教室 ・子どものサイン発見チェックリスト（家庭編） ・いじめ防止対策委員会
9月	・SST② ・性教育講演会

1 1 月	・面談週間 ・心のアンケート②
1 2 月	・人権教育② ・いじめ防止対策委員会 ・学校評価アンケート
1 月	・人権教育③（卒業年次生）
2 月	・心のアンケート③
3 月	・面談週間 ・人権教育③（在校生） ・いじめ防止対策委員会 ・前籍校、中学校との情報共有

○生徒情報交換会を毎月実施し、全職員、ＳＣ、ＳＳＷと生徒の課題を共有する。

（２）いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員は、このことを強く認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わり、生徒がいじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的かつ計画的に対応し、いじめの積極的な認知に努めるものとする。

（３）いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、該当生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、日頃から重大事態に備えて、学校で作成したマニュアルに沿って、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、それを教員間で共有しておく。

さらに、いじめの防止等のための校内組織については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していくことが必要である。

ア いじめの調査及び認知

いじめと疑われる情報が得られた場合は、まず生徒指導部が指揮をとり、関係職員と連携して以下の点について関係者から事情聴取を行い、事実の調査・確認を行う。

- （ア）被害生徒の特定及び被害状況の調査と事実確認
- （イ）加害生徒及び関係する生徒の特定
- （ウ）該当クラス等への事情聴取、被害（加害）状況の裏付け

(エ) 双方の家庭環境等

状況に応じ適時、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、得られた情報から法に定めるいじめとして認知するか否かを審議する。さらに、いじめと認定した場合、これ以後の対応についての基本方針を定める。

イ 被害生徒及び保護者への対応

原則として、確実な事実確認を経て、第一報を行うものとする。

ただし、得られた情報から、目撃情報等を含み信憑性が極めて高く、かつ緊急性並びに重大性が認められると判断される場合には、状況を総合的に判断し、加害生徒側の肯定自供や全容解明を待たずに、不確定要素がある旨も含み、第一報を行う。(関連して、重大事案への対処を参照)

その後も、きめ細やかに状況の報告等を行いながら、解決に向けた誠意ある対応に尽力する。

ウ 加害生徒及び保護者への対応

加害生徒への事情聴取をした日に、是認否認を問わず、原則として学校に召喚し直接、事情聴取の理由並びに内容を報告する。その上で、状況に応じて、自宅待機や教室への入室制限等の指示を行う。

その後も、きめ細やかに状況の報告等を行いながら、解決に向けた対応に尽力する。

エ 当該クラス等への対応

必要に応じて、いじめの内容を明らかにするためにアンケートや聞き取り調査を実施し、事実確認のための情報を積極的に収集する。

また、被害生徒と加害生徒だけの問題として捉えず、クラス全体の雰囲気や観衆者、傍観者としての責任を問いながら解決に向けての指導に尽力する。

オ 当該学年への対応

被害者、加害者等、関係生徒がクラスや他の所属をまたがっているような場合を含み、状況に応じて学年全体、若しくは当該所属集団全体の課題として指導する機会を設ける。具体的には、緊急集会やアンケート、その他状況に応じて考えられる手法を用いるものとする。

カ 関係機関への報告及び相談

必要な機関への報告及び相談を行う。県への報告については、学校長が電話での第一報を行い、文書にて学校設置者（教育委員会）への報告を行う。

また、警察への相談に関しても消極的にならず、少年課等の担当者に対応の助言を求めるという趣旨で相談する。日頃から生徒指導部を中心に警察担当者との信頼関係を構築しておくことが求められる。

その他、必要に応じて医療的機関を含む専門機関や行政と連携し、適切な対応に尽力する。

第3 重大事態への対処

1 学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(ア) 生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握しない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて、知事へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の

設置者はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

(ア) 学校の設置者が調査主体となる場合

県立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

(イ) 学校が調査主体となる場合

また、調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に設置する本校必ず置くこととされている「学校いじめ防止等対策委員会組織」を母体とし、当該重大事態の性質や様態に応じて適切な専門家を加えた人員を配置するものとする。

この調査組織による調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して、内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部専門家とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該生徒本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的

とすることは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、該当生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を実施する。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とする（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を適切に行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、該当生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会の指導・支援を得ながら、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を実施する。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分に配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改定版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

重大事態については、学校設置者の積極的な支援が必要となる。その事態にかかわりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、学校の設置者及び学校は生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。

さらに、遺族の心情に配慮するため、第3者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者またはその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時かつ適切な方法で、説明・報告するものとする。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠ることがあってはならず、誠意をもってその対応に当たらなければならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置を行うものとする。

イ 調査結果の報告

調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。

初版（第一版）	平成26年3月20日策定	(ver.2.2)
（第二版）	平成26年7月1日改訂	(ver.2.5)
（第三版）	平成28年4月1日改訂	(定時制 ver.1)
（第四版）	平成29年4月1日改訂	(定時制 ver.1.1)
（第五版）	平成30年4月6日改訂	(定時制 ver.1.2)
（第六版）	平成31年4月1日改訂	(定時制 ver.1.3)
（第七版）	令和2年4月1日改訂	(定時制 ver.1.4)
（本稿）	令和3年4月1日改訂	(定時制 ver.1.5)

熊本県立八代工業高等学校
いじめ防止等対策委員会